

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

平成30年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
244,571 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	927,084	644,305	43,427	239,352
	高齢者福祉事業	33,416	1,756	4,862	26,798
	児童福祉事業	1,247,746	732,661	79,107	435,978
	小計	2,208,246	1,378,722	127,396	702,128
社会保険	介護保険事業	460,819	4,479	70,082	386,258
	国民健康保険事業	250,120	97,837	23,386	128,897
	小計	710,939	102,316	93,468	515,155
保健衛生	健康増進対策事業	140,748	4,052	20,993	115,703
	医療体制強化事業	17,676	0	2,714	14,962
	小計	158,424	4,052	23,707	130,665
合計		3,077,609	1,485,090	244,571	1,347,948

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。